

# 江東内部河川通航ガイド



平成24年5月

東京都建設局河川部

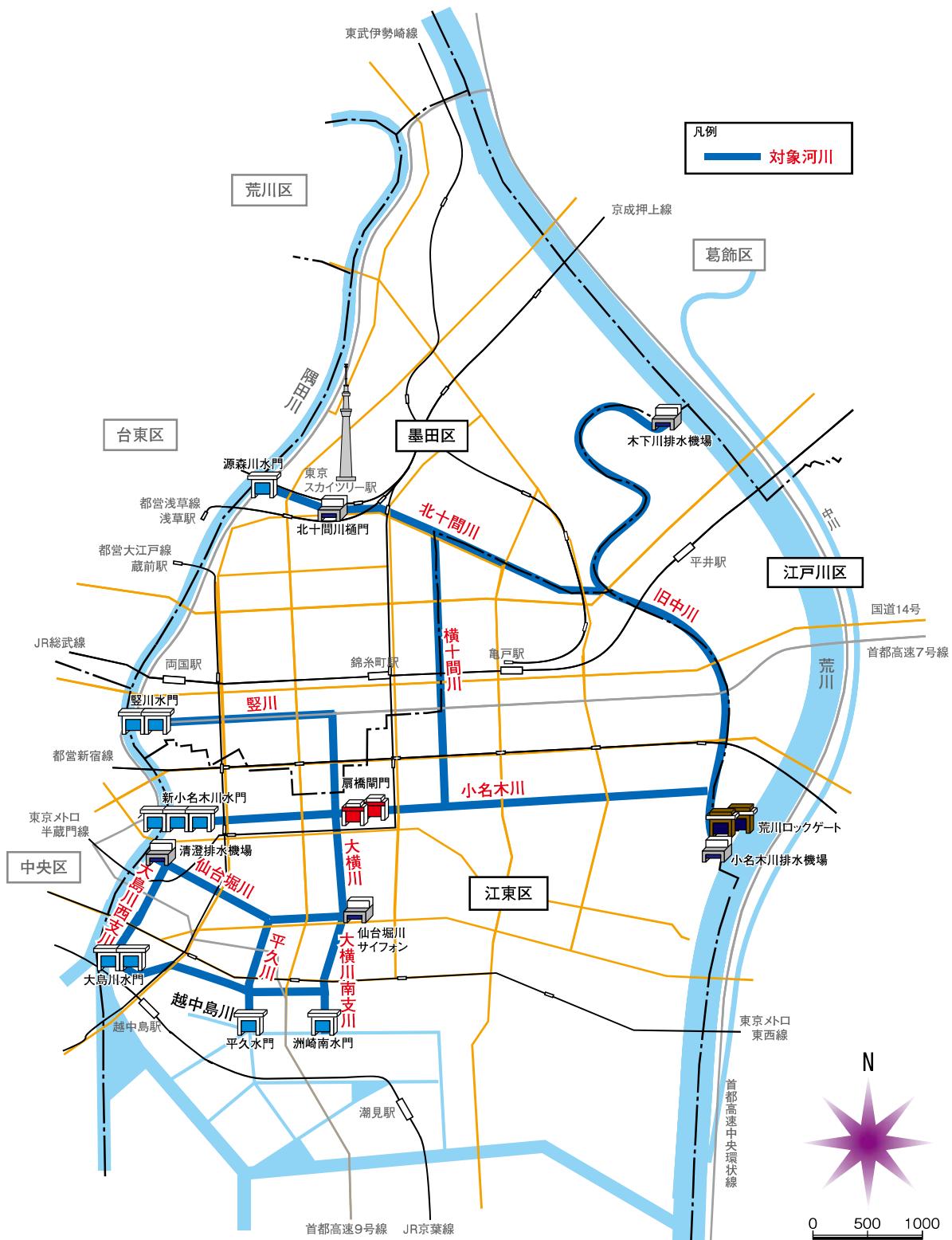
# 目次

○ 江東内部河川について	2
○ 江東内部河川における船舶の通航方法	3
「江東内部河川船舶利用区域」で適用となる通航方法	5
自然保全区域	7
減速区域	8
通航制限区域	9
船幅制限区域	10
上空高注意区域	11
施設管理区域	12
扇橋閘門の通行について	15
○ 東京都告示	16
別表第一 通航方法を適用する水域	19
別表第二 河川通航標識	21
○ 江東内部河川船舶利用区域	22
旧中川	23
小名木川	25
北十間川	27
横十間川	29
西側河川	31
○ 江東内部河川における船舶の通航方法 Q&A	33
○ お問い合わせ・ご連絡窓口	34

# ○ 江東内部河川について

江東内部河川とは、荒川と隅田川に挟まれた江東三角地帯を流れる、旧中川、北十間川、豊川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川、大島川西支川、越中島川の計11河川のことをいいます。

ただし、江東内部河川で船舶の通航方法が適用される対象河川は、上記のうち、越中島川を除く10河川となります。



# ○ 江東内部河川における船舶の通航方法

## 「江東内部河川における船舶の通航方法」とは

河川舟運を活発化するにあたっては、船舶相互間の調整や、河川環境の調和などを図っていく必要があります。このためには、船舶が江東内部河川を通航するにあたって守るべきルールを定めておく必要があります。この「ルール」が「船舶の通航方法」です。

### (目的)

第一条 この通航方法は、江東内部河川の指定区間の区域において、船舶等の通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法を指定し、もって河川舟運の促進を図るとともに適正な河川管理を推進することを目的とする。

江東内部河川における船舶の通航方法は、河川管理者である東京都知事が、河川法に基づいて定めるものです。策定にあたっては、学識経験者、水面利用者や地域住民の方々などに意見を伺いつつ作成しました。

なお、江東内部河川における船舶の通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて変更していきます。

### 付則

この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宣その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、国、関係特別区、水面利用者、都民等の意見を聴くものとする。

※この通航方法に違反した場合には、河川法に基づき30万円以下の罰金が科せられることもあります。

※船舶等は、この「江東内部河川における船舶の通航方法」に加えて、既存の法令等にも従う必要があります。



## 「江東内部河川における船舶の通航方法」が適用される区域

適用される区域は、旧中川、北十間川、豊川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川、大島川西支川の計10河川が対象です。

この区域を「江東内部河川船舶利用区域」といいます。

この区域内で、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法は次のとおりです。

### ● 江東内部河川船舶利用区域で適用となる通航方法

全域で共通して適用となる通航方法が定められています。(P5~6)

### ● 現地状況に合わせて設定した区域で適用となる通航方法

現地の状況に合わせて以下の6種類の「特定の区域」を設定し、それぞれ通航方法が定められています。

#### 自然保全区域 .....

河岸の自然環境を保全するために、護岸から一定の距離について、船舶等の通航を原則として禁止する区域(P7)

#### 減速区域 .....

動力船の波によって低水路の歩行者や手漕ぎボート等の利用者、係留船舶、自然環境に支障を与えないように減速する区域(P8)

#### 通航制限区域 .....

河床が浅く河川幅が狭い区域における船舶等の座礁事故等を防止するために、通航を制限する区域(P9)

#### 船幅制限区域 .....

河川幅が狭い区域における船舶等の接触及び衝突事故を防止するために、船幅を制限する区域(P10)

#### 上空高注意区域 .....

感潮区間(潮の満ち引きの影響を受ける河川の範囲)において、船舶等が橋梁に接触するがないように注意して通航する区域(P11)

#### 施設管理区域 .....

河川管理施設等の操作に支障が生じないように船舶等の通航を制限する区域(P12~14)



# ○「江東内部河川船舶利用区域」で適用となる通航方法

## 1.用語の定義

この通航方法において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「江東内部河川」とは、一級河川荒川水系旧中川、北十間川、豊川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川及び大島川西支川をいう。
- (2)「船舶」とは、通航の用に供する舟(ボードセーリングを含む。)をいう。
- (3)「船舶等」とは、船舶及びいかだをいう。
- (4)「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。
- (5)「非動力船」とは、カヌー、手こぎボートその他動力船以外の船舶等をいう。
- (6)「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
- (7)「特殊用務船」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。
- (8)「特例船」とは、次のイからハまでのいずれかに該当する船舶等をいう。
  - イ 船舶等の全長7m以下及び全幅3.6m以下かつ最大定員時の喫水0.7m以下の動力船及び非動力船
  - ロ 船首及び船尾の両方に推進装置を備え、回転することなく、いずれの方向にも航行できる船舶等のうち、全長12m以下及び全幅3.6m以下かつ最大定員時の喫水0.7m以下の動力船
  - ハ イに掲げるもののほか河川管理者が申請に基づき指定した非動力船
- (9)「規格船」とは、全幅3.6m以下の船体規格の船舶等をいう((8)に該当するものを除く)。
- (10)「河道」とは、河川において現に流水が存する部分をいう。
- (11)「自然保全区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、河岸の自然環境を保全するため、護岸から一定の距離について、船舶等の通航を原則禁止する区域をいう。
- (12)「減速区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、実行に適する限り、動力船が航走波による支障を与えないようするため、減速しなければならない区域をいう。
- (13)「通航制限区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、河床が浅く河川幅が狭い区域における船舶等の座礁事故等を防止するための区域をいう。
- (14)「船幅制限区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、河川幅が狭い区域における船舶等の接触及び衝突事故を防止するための区域をいう。
- (15)「上空高注意区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、感潮区間における船舶等の橋梁への接触事故等を防止するため、船舶等の利用者に注意を喚起する区域をいう。
- (16)「感潮区間」とは、満潮時には海水が河川へ逆流し、潮の満ち引きの影響を受ける河川の範囲をいう。

(第2条)

## 2.動力船の通航方法

動力船は、通航又は船着場等への接岸に当たっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

1.行き会いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障

2.ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障

3.河川内の工事への支障

4.河岸の損傷

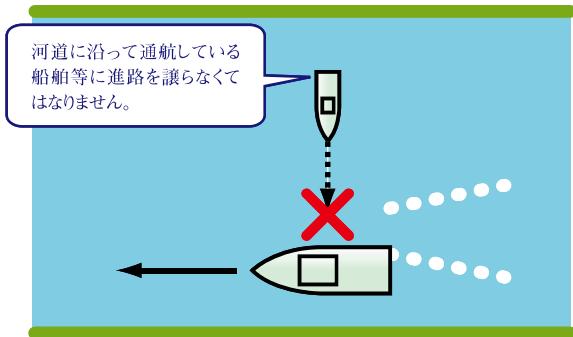
5.河川、河川管理施設又は工作物の損傷

(第4条)

## 3.河道を横断する動力船の通航方法

河道を横切る動力船は、河道に沿って通航している他の船舶等の進路を避けなければならない。ただし、河道を横切る動力船が曳航作業中である場合は、この限りではない。

(第5条)



## 4.水上オートバイ等の使用禁止

水上オートバイは、人命救助を行う場合その他やむを得ない場合を除いて、使用してはならない。

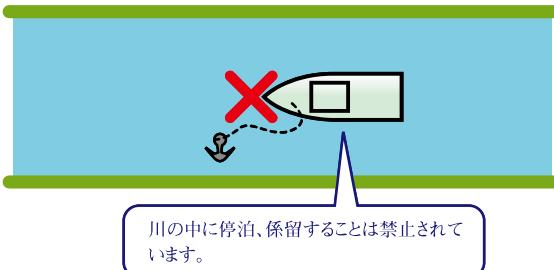
(第6条)



## 5.停泊等の禁止

船舶等は、みだりに停泊し又は係留してはならない。

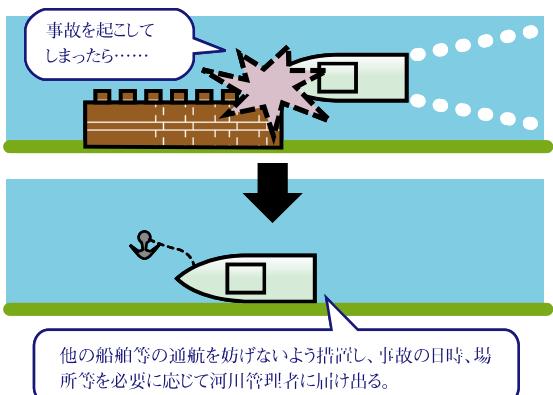
(第7条)



## 6.事故が発生した場合の措置

船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。

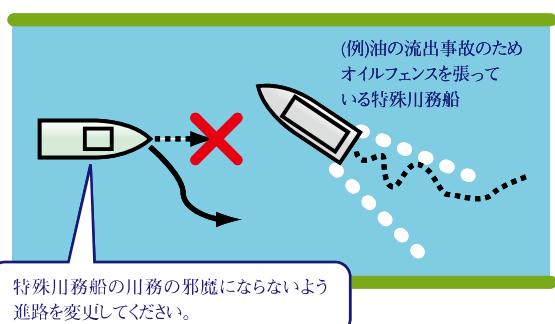
(第8条)



## 7.特殊用務船の特例

船舶等(特殊用務船を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船の進路を妨げてはならない。

(第9条-1)



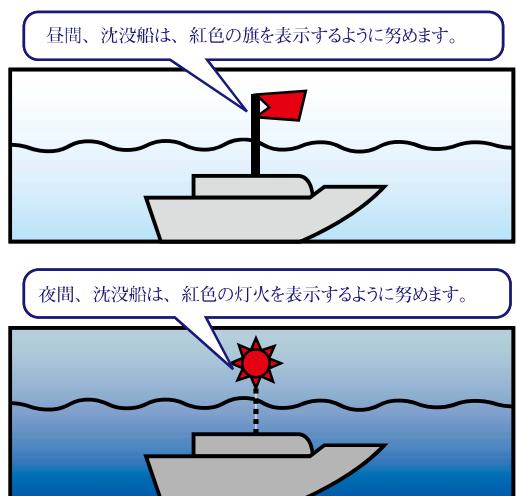
特殊用務船がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第5条から第7条まで及び第3章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。

(第9条-2)

## 8.沈没船舶等の表示

船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその他物件の管理者は、日出から日没までの間は紅色の旗を掲げ、日没から日出までの間は紅色の灯火を見えやすい場所に表示するよう努めなければならない。

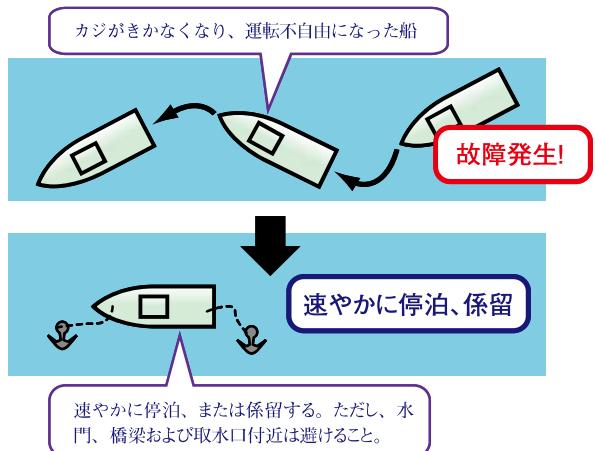
(第10条)



## 9.運転不自由船の措置

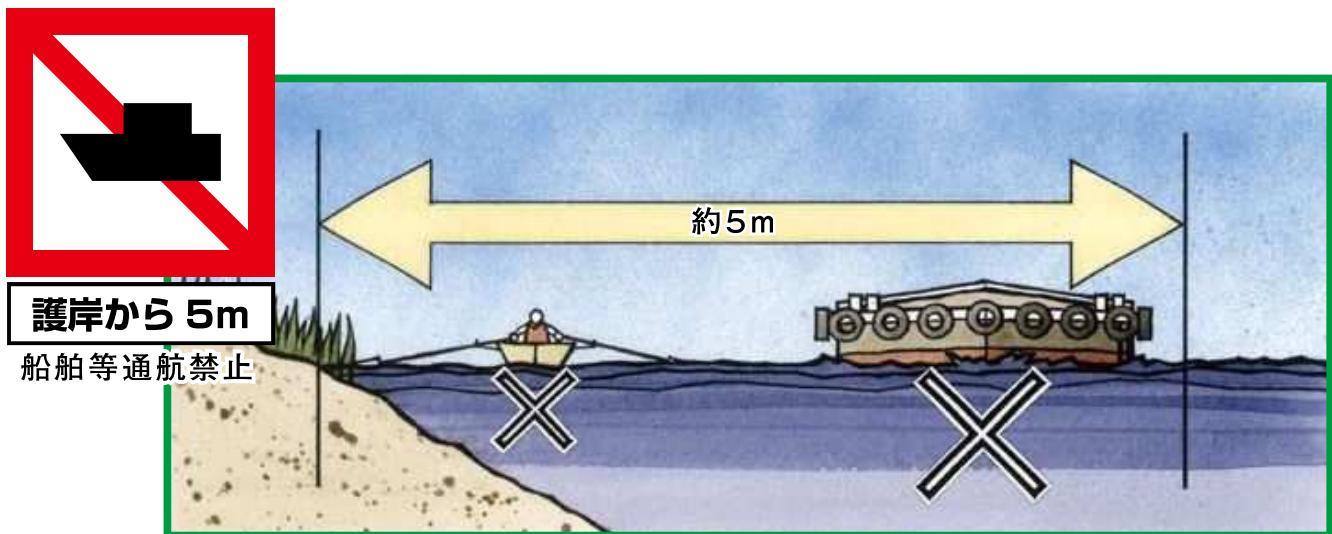
運転不自由船は、速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水口付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

(第11条)



「特定の区域」で適用となる通航方法

## 自然保全区域



河岸の自然環境を保全するために、自然保全区域を設定します。護岸から一定の距離について船舶等の通航を原則として禁止します。  
(第13条)

通航を禁止する幅については、現地において補助標識により表示します。

### 【設定されている場所】

旧中川両岸(平井橋～江東新橋)

- 多様な生物を育む水際植生
- 水鳥の生息地 など

### 【通航方法】

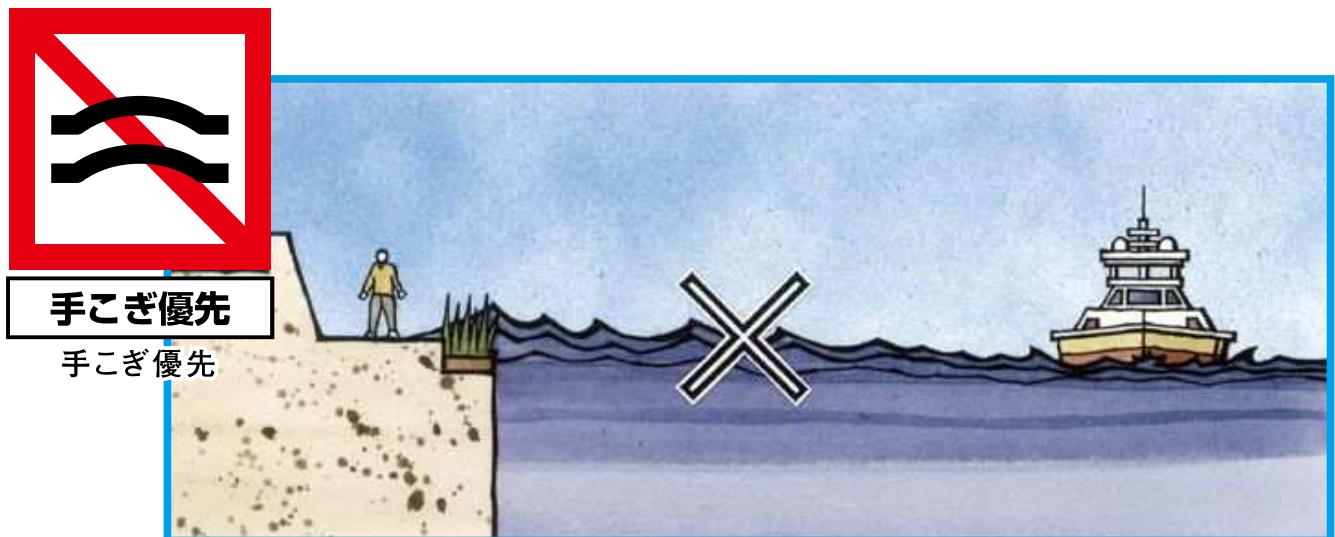
- 動力船、手こぎボート等あらゆる船舶等の通航を禁止します。

### 自然保全区域の通航方法

船舶等は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、自然保全区域を通航してはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)の標識により行うものとする。  
(第14条)





動力船の波によって低水路の歩行者や手こぎボート等の利用者、係留船舶、自然環境に支障を与えないように、減速区域を設定します。この区域においては、動力船は手こぎボート等の通航を優先させます。また、航走波により自然環境や係留されている船舶などへ支障を与えないように減速します。

(第15条)

#### 【設定されている場所】

水位低下河川(旧中川、小名木川、横十間川、北十間川) 感潮区間(小名木川の一部)

#### 【通航方法】

- 動力船は、航走波により自然環境や通航している非動力船などに支障を与えないよう減速しなければなりません。

#### 減速区域の通航方法

減速区域においては、非動力船の通航を優先しなければならない。

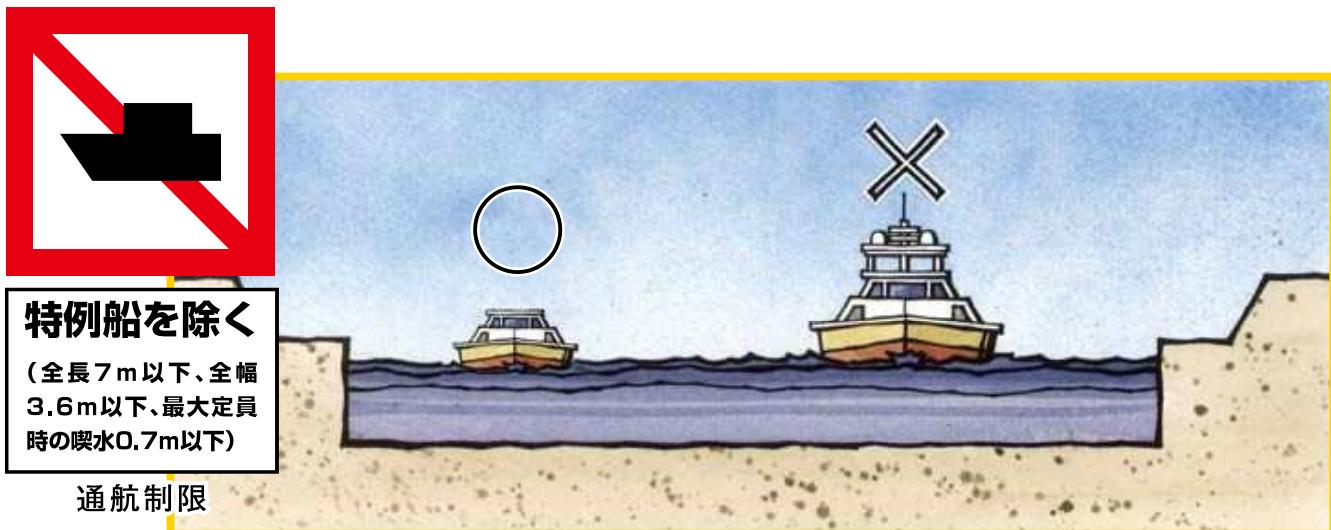
- 2 動力船は、減速区域を通航する場合には、実行に適する限り、船着場若しくは係留施設に停泊若しくは係留している船舶及び通航している非動力船並びに河岸の自然環境に航走波による支障を与えないように減速しなければならない。
- 3 前二項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(2)の標識により行うものとする。

(第16条)



「特定の区域」で適用となる通航方法

## 通航制限区域



河床が浅く河川幅が狭い区域における船舶等の座礁事故等を防止するため、通航制限区域を設定します。特例船を除き、船舶等の通航を原則として禁止します。（第17条）

### 【設定されている場所】

北十間川（十間橋～東武橋）

●河床が浅く、河川幅が狭い区間

### 【特例船】

(一)全長7m以下、全幅3.6m以下かつ最大定員時の喫水0.7m以下の動力船及び非動力船

(二)船首及び船尾の両方に推進装置を備え、回転することなく、いずれの方向にも航行できる  
全長12m以下、全幅3.6m以下かつ最大定員時の喫水0.7m以下の動力船

(三)(一)に掲げるもののほか河川管理者が申請に基づき指定した非動力船

### 【通航方法】

特例船を除き、船舶等の通航を禁止します。

この区域にて行き会う船舶等は、上流（東方向）へ通航するものを優先し、下流（西方向）へ通航するものは右側に停船し通航を待たなくてはなりません。

また、他の船舶等を追い越してはなりません。

### 船舶等通航禁止区域の通航方法

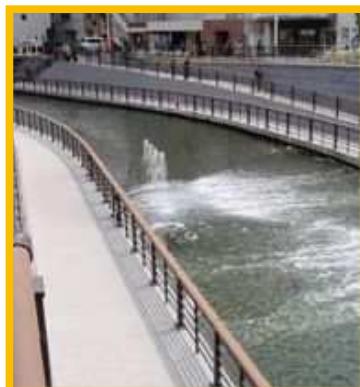
船舶等（特例船を除く。以下、この条において同じ。）は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、通航制限区域を通航してはならない。

2 通航制限区域を行き会う船舶等は、上流へ通航するものを優先し、下流へ通航するものは右側に停船するとともに、上流へ通航するものの通航を待って航行しなければならない。

3 船舶等は、通航制限区域内においては、他の船舶等を追い越してはならない。

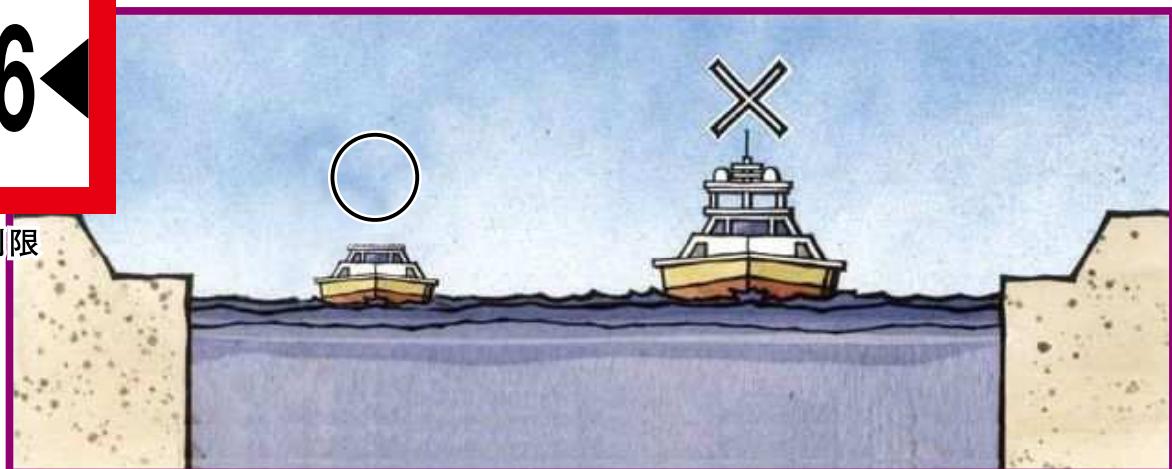
4 前三項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(1)、(5)及び(9)の標識により行うものとする。

（第18条）





船幅制限



河川幅が狭い区域における船舶等の接触及び衝突事故を防止するため、船幅制限区域を設定します。特例船及び規格船を除き、船舶等の通航を原則として禁止します。

(第19条)

**【設定されている場所】**

北十間川(旧中川分派点～十間橋)

**●河川幅が狭い区間**

**【規格船】**

全幅3.6m以下の船体規格の船舶等。

**【通航方法】**

特別船及び規格船を除き、船舶等の通航を禁止します。

この区域にて行き会う船舶等は、上流(東方面)へ通航するものを優先し、下流(西方面)へ通航するものは右側に停船し通航を待たなくてはなりません。

また、他の船舶等を追い越してはなりません。

**船幅制限区域の通航方法**

船舶等(特例船及び規格船を除く。以下、この条において同じ。)は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除き、船幅制限区域を通航してはならない。

- 2 船幅制限区域を行き会う船舶等は、上流へ通航するものを優先し、下流へ通航するものは右側に停船するとともに、上流へ通航するものの通航を待つて航行しなければならない。
- 3 船舶等は、船幅制限区域内においては、他の船舶等を追い越しではならない。
- 4 前三項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(5)、(8)及び(9)の標識により行うものとする。 (第20条)



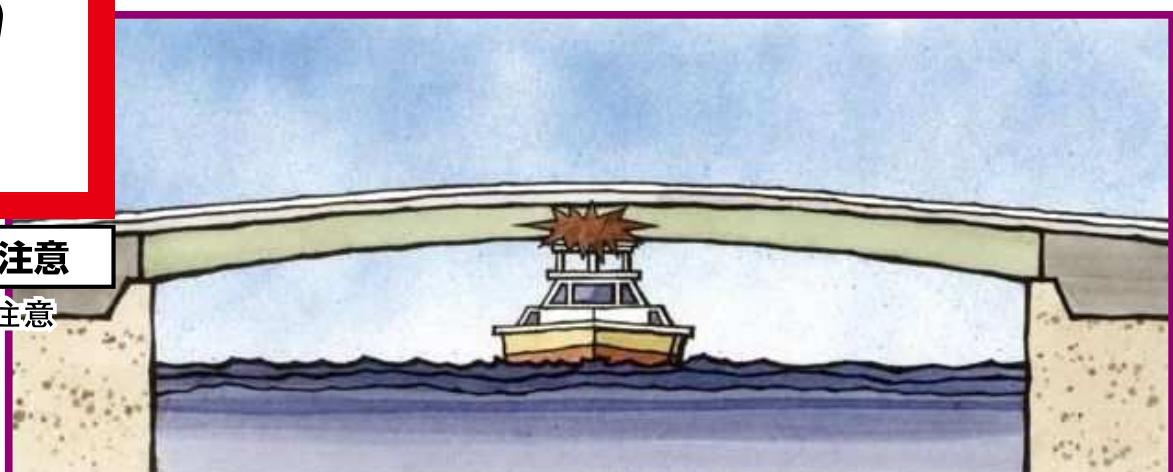
「特定の区域」で適用となる通航方法

## 上空高注意区域



### 上空高注意

上空高注意



感潮区間(潮の満ち引きの影響を受ける河川の範囲)において、船舶等と橋梁への接触事故を防止するために、上空高注意区域を設定します。船舶等の利用者は、橋梁との接触に注意して通航しなくてはなりません。  
(第21条)

#### 【設定されている場所】

感潮区間の全域(北十間川、堅川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、大横川南支川、大島川西支川)

#### ●橋梁桁下高が低い区域

#### 【通航方法】

橋梁等と接触しないように十分に注意して通航しなければなりません。

#### 上空高注意区域の通航方法

船舶等の利用者は、感潮区間における水位の変動を把握し、船舶等が橋梁等に接触することのないよう努めなければならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(3)の標識により行うものとする。  
(第22条)



河川管理施設を守るために特定の区域を設定します。

## ◎船舶等の通航方法を制限する箇所

### 源森川水門(径間が1つの水門)

江東内部河川船舶利用区域のうち、源森川水門、平久水門、洲崎南水門及び扇橋閘門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を源森川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号17から20までの水域とする。

(第23条)



水域番号17……27p

### 平久水門(通航可能な径間が1つの水門)



水域番号18……32p

### 洲崎南水門(径間が1つの水門)



水域番号19……32p

### 扇橋閘門



水域番号20……31p

#### 源森川水門等施設管理区域の通航方法

船舶等は、源森川水門等施設管理区域を通航する場合には、行き会い、追越し又は回転を行ってはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(4)、(5)及び(6)の標識により行うものとする。

3 船舶等は、他の船舶等が既に源森川水門等施設管理区域に進入しているときは、当該他の船舶等が通過し終わるまで源森川水門等施設管理区域に進入してはならない。

(第24条)



行き会い禁止

追越し禁止

回転禁止

●行き会い禁止

●追越し禁止

●回転禁止

「特定の区域」で適用となる通航方法

## 施設管理区域

### ◎船舶等の通航方法を制限する箇所

#### 豊川水門(径間が2つの水門)

江東内部河川船舶利用区域のうち、豊川水門及び新小名木川水門の管理に支障が生じないようにするために船舶等の通航を制限する区域を豊川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号21及び22の水域とする。

(第25条)

水域番号21……31p



#### 新小名木川水門(径間が3つの水門)

水域番号22……31p



#### 豊川水門等施設管理区域の通航方法

船舶等は、豊川水門等施設管理区域を通過する場合には、追越し又は回転を行ってはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(5)及び(6)の標識により行うものとする。

(第26条)



追越し禁止



回転禁止

●追越し禁止

●回転禁止

## ◎船舶等の通航を禁止する箇所

### 木下川排水機場

江東内部河川船舶利用区域のうち、木下川排水機場、小名木川排水機場、清澄排水機場、北十間川樋門及び仙台堀川サイフォンの管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を木下川排水機場等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号23から27までの水域とする。

(第27条)

水域番号23……23p



### 小名木川排水機場

水域番号24……24p



### 清澄排水機場

水域番号25……32p



### 北十間川樋門

水域番号26……27p



### 仙台堀川サイフォン

水域番号27……32p



#### 木下川排水機場等施設管理区域の通航方法

船舶等は、木下川排水機場等施設管理区域を通航してはならない。

- 2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(7)の標識により行うものとする。

(第28条)

■

■

進入禁止

#### ●船舶等の通航を禁止

# 扇橋閘門の通行について

江東内部河川のうち東側河川と小名木川を通航するには、扇橋閘門を利用します。通航制限や通航方法を守り、安全に通航してください。

## 扇橋閘門の利用条件

### ○通航船舶の制限

船舶の長さ	90m以下
船舶の幅員	8m以下
船舶の高さ	前扉においてA.P+4.5m以下
船底高	前扉においてA.P-2.0m以下 後扉においてA.P-3.4m以下

### ○通行可能時間

8時45分から16時30分

(ただし、毎月第1日曜日並びに9月は第1、第2、第3日曜日、及び12月31日から1月3日までが通行不可)



扇橋閘門

# 東京都告示

平成十七年八月三十日付東京都告示第千百八号により指定した河川法施行令による水域及び通航方法の一部を次のように改正する。

その関係図面は、東京都建設局河川部、東京都江東治水事務所、墨田区役所、江東区役所及び江戸川区役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十六日 東京都知事 石原 慎太郎

## 一 水域

一級河川荒川水系旧中川、北十間川、豊川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川及び大島川西支川の指定区間の区域において船舶等の通航方法を指定する水域(以下「江東内部河川船舶利用区域」という。)は、次のとおりとする。

水系名 河川名 水域

荒川 旧中川 左岸 東京都江戸川区平井七丁目2035番2地先  
右岸 東京都墨田区東墨田三丁目70番1地先  
から  
左岸 東京都江東区東砂二丁目265番1地先  
右岸 東京都江東区東砂二丁目265番1地先  
まで

北十間川 旧中川からの分派点 から  
隅田川への合流点 まで

豊川 左岸 東京都墨田区江東橋五丁目13番1地先  
右岸 東京都墨田区江東橋一丁目14番5地先  
から  
隅田川への合流点 まで

小名木川 旧中川からの分派点 から  
隅田川への合流点 まで

仙台堀川 大横川からの分派点 から  
左岸 東京都江東区佐賀二丁目22番7地先  
右岸 東京都江東区清澄一丁目8番1地先 まで

平久川 左岸 東京都江東区古石場三丁目2番4地先  
右岸 東京都江東区木場一丁目18番2地先  
から  
仙台堀川への合流点 まで

大横川 左岸 東京都墨田区江東橋一丁目14番5地先  
右岸 東京都墨田区緑四丁目40番2地先 から  
練兵衛橋 まで

横十間川 北十間川からの分派点 から  
左岸 東京都江東区北砂一丁目817番1地先  
右岸 東京都江東区扇橋三丁目23番3地先  
まで

大横川南支川 左岸 東京都江東区木場六丁目41番3地先  
右岸 東京都江東区東陽一丁目18番4地先から  
大横川への合流点 まで及び

大島川西支川 仙台堀川からの分派点 から  
糞橋 までの  
区域であって次の図面に橙色で着色した部分(図面省略)

## 二 通航方法

江東内部河川船舶利用区域における船舶等の通航方法は、次のとおりとする。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この通航方法は、江東内部河川の指定区間の区域において、船舶等の通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法を指定し、もって河川舟運の促進を図るとともに適正な河川管理を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この通航方法において、用語の定義は次のとおりとする。

(一)「江東内部河川」とは、一級河川荒川水系旧中川、北十間川、豊川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川及び大島川西支川をいう。

(二)「船舶」とは、通航の用に供する舟(ボードセーリングを含む。)をいう。

(三)「船舶等」とは、船舶及びいかだをいう。

(四)「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。

(五)「非動力船」とは、カヌー、手こぎボートその他動力船以外の船舶等をいう。

(六)「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他 の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。

(七)「特殊用務船」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。

(八)「特例船」とは、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する船舶等をいう。

(イ) 船舶等の全長七メートル以下及び全幅三.六メートル以下かつ最大定員時の喫水○.七メートル以下の動力船及び非動力船

(ロ)船首及び船尾の両方に推進装置を備え、回転することなく、いずれの方向にも航行できる船舶等のうち、全長十二メートル以下及び全幅三.六メートル以下かつ最大定員時の喫水○.七メート

# 東京都告示

ル以下の動力船

(ハ) (イ)に掲げるもののほか河川管理者が申請に基づき指定した非動力船

(九)「規格船」とは、全幅三.六メートル以下の船体規格の船舶等をいう(前号に該当するものを除く。)。

(十)「河道」とは、河川において現に流水が存する部分をいう。

(十一)「自然保全区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、河岸の自然環境を保全するため、護岸から一定の距離について、船舶等の通航を原則禁止する区域をいう。

(十二)「減速区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、実行に適する限り、動力船が航走波による支障を与えないようにするため、減速しなければならない区域をいう。

(十三)「通航制限区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、河床が浅く河川幅が狭い区域における船舶等の座礁事故等を防止するための区域をいう。

(十四)「船幅制限区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、河川幅が狭い区域における船舶等の接触及び衝突事故を防止するための区域をいう。

(十五)「上空高注意区域」とは、江東内部河川船舶利用区域のうち、感潮区間における船舶等の橋梁への接触事故等を防止するため、船舶等の利用者に注意を喚起する区域をいう。

(十六)「感潮区間」とは、満潮時には海水が河川へ逆流し、潮の満ち引きの影響を受ける河川の範囲をいう。

## 第二章 江東内部河川船舶利用区域の通航方法

### (江東内部河川船舶利用区域の通航方法)

第三条 江東内部河川船舶利用区域における通航方法は、次条から第十一条までに定めるところによる。

#### (動力船の通航方法)

第四条 動力船は、通航又は船着場等への接岸に当たっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

(一)行き会いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障

(二)ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障

(三)河川内の工事への支障

(四)河岸の損傷

(五)河川、河川管理施設又は工作物の損傷

#### (河道を横断する動力船の通航方法)

第五条 河道を横切る動力船は、河道に沿って通航している他の船舶等の進路を避けなければならない。ただし、河道を横切る動力船が曳航作業中である場合は、この限りではない。

#### (水上オートバイの使用禁止)

第六条 水上オートバイは、人命救助を行う場合その他やむを得ない

場合を除いて、使用してはならない。

#### (停泊等の禁止)

第七条 船舶等は、みだりに停泊し又は停留してはならない。

#### (事故が発生した場合の措置)

第八条 船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。

#### (特殊用務船の特例)

第九条 船舶等(特殊用務船を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船の進路を妨げてはならない。

2 特殊用務船がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条から第七条まで及び第三章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。

#### (沈没船舶等の表示)

第十条 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその他物件の管理者は、日出から日没までの間は紅色の旗を掲げ、日没から日出までの間は紅色の灯火を見えやすい場所に表示するように努めなければならない。

#### (運転不自由船の措置)

第十二条 運転不自由船は、速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水口付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

## 第三章 自然保全区域等の水域とその通航方法

### (自然保全区域等の通航方法)

第十二条 自然保全区域、減速区域、通航制限区域、船幅制限区域、上空高注意区域、源森川水門等施設管理区域、豊川水門等施設管理区域及び木下川排水機場等施設管理区域においては、第二章に規定する通航方法によるほか、本章に定める通航方法を適用する。

#### (自然保全区域の水域)

第十三条 自然保全区域は、別表第一の水域番号一の水域とする。

#### (自然保全区域の通航方法)

第十四条 船舶等は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、自然保全区域を通航してはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(一)の標識により行うものとする。

#### (減速区域の水域)

第十五条 減速区域は、別表第一の水域番号二から七までの水域とする。

(減速区域の通航方法)

第十六条 減速区域においては、非動力船の通航を優先しなければならない。

2 動力船は、減速区域を通過する場合には、実行に適する限り、船舶着場若しくは係留施設に停泊若しくは係留している船舶及び通航している非動力船並びに河岸の自然環境に航走波による支障を与えないように減速しなければならない。

3 前二項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(二)の標識により行うものとする。

(通航制限区域の水域)

第十七条 通航制限区域は、別表第一の水域番号七の水域とする。

(通航制限区域の通航方法)

第十八条 船舶等(特例船を除く。以下この条において同じ。)は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、通航制限区域を通過してはならない。

2 通航制限区域を行き会う船舶等は、上流へ通航するものを優先し、下流へ通航するものは右側に停船するとともに、上流へ通航するものの通航を待って航行しなければならない。

3 船舶等は、通航制限区域内においては、他の船舶等を追い越してはならない。

4 前三項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(一)、(五)及び(九)の標識により行うものとする。

(船幅制限区域の水域)

第十九条 船幅制限区域は、別表第一の水域番号三の水域とする。

(船幅制限区域の通航方法)

第二十条 船舶等(特例船及び規格船を除く。以下、この条において同じ。)は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除き、船幅制限区域を通過してはならない。

2 船幅制限区域を行き会う船舶等は、上流へ通航するものを優先し、下流へ通航するものは右側に停船するとともに、上流へ通航するものの通航を待って航行しなければならない。

3 船舶等は、船幅制限区域内においては、他の船舶等を追い越してはならない。

4 前三項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(五)、(八)及び(九)の標識により行うものとする。

(上空高注意区域の水域)

第二十一条 上空高注意区域は、別表第一の水域番号八から十六までの水域とする。

(上空高注意区域の通航方法)

第二十二条 船舶等の利用者は、感潮区間における水位の変動を把握し、船舶等が橋梁等に接触することのないよう努めなければならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(三)の標識により行うものとする。

(源森川水門等施設管理区域の水域)

第二十三条 江東内部河川船舶利用区域のうち、源森川水門、平久水門、州崎南水門及び扇橋閘門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を源森川施設等管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号十七から二十までの水域とする。

(源森川水門等施設管理区域の通航方法)

第二十四条 船舶等は、源森川水門等施設管理区域を通過する場合には、行き会い、追越し又は回転を行ってはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(四)、(五)及び(六)の標識により行うものとする。

3 船舶等は、他の船舶等が既に源森川水門等施設管理区域に進入しているときは、当該他の船舶等が通過し終わるまで源森川水門等施設管理区域に進入してはならない。

(豊川水門等施設管理区域の水域)

第二十五条 江東内部河川船舶利用区域のうち、豊川水門及び新小名木川水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を豊川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号二十一及び二十二の水域とする。

(豊川水門等施設管理区域の通航方法)

第二十六条 船舶等は、豊川水門等施設管理区域を通過する場合には、追越し又は回転を行ってはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(五)及び(六)の標識により行うものとする。

(木下川排水機場等施設管理区域の水域)

第二十七条 江東内部河川船舶利用区域のうち、木下川排水機場、小名木川排水機場、清澄排水機場、北十間川樋門及び仙台堀川サイフォンの管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を木下川排水機場等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号二十三から二十七までの水域とする。

(木下川排水機場等施設管理区域の通航方法)

第二十八条 船舶等は、木下川排水機場等施設管理区域を通過してはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二(七)の標識により行うものとする。

附則

この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、国、関係特別区、水面利用者、都民等の意見を聴くものとする。

この告示による改正後の河川法施行令による水域及び通航方法は、平成二十四年五月十五日から施行する。

# 東京都告示

別表第一 通航方法を適用する水域

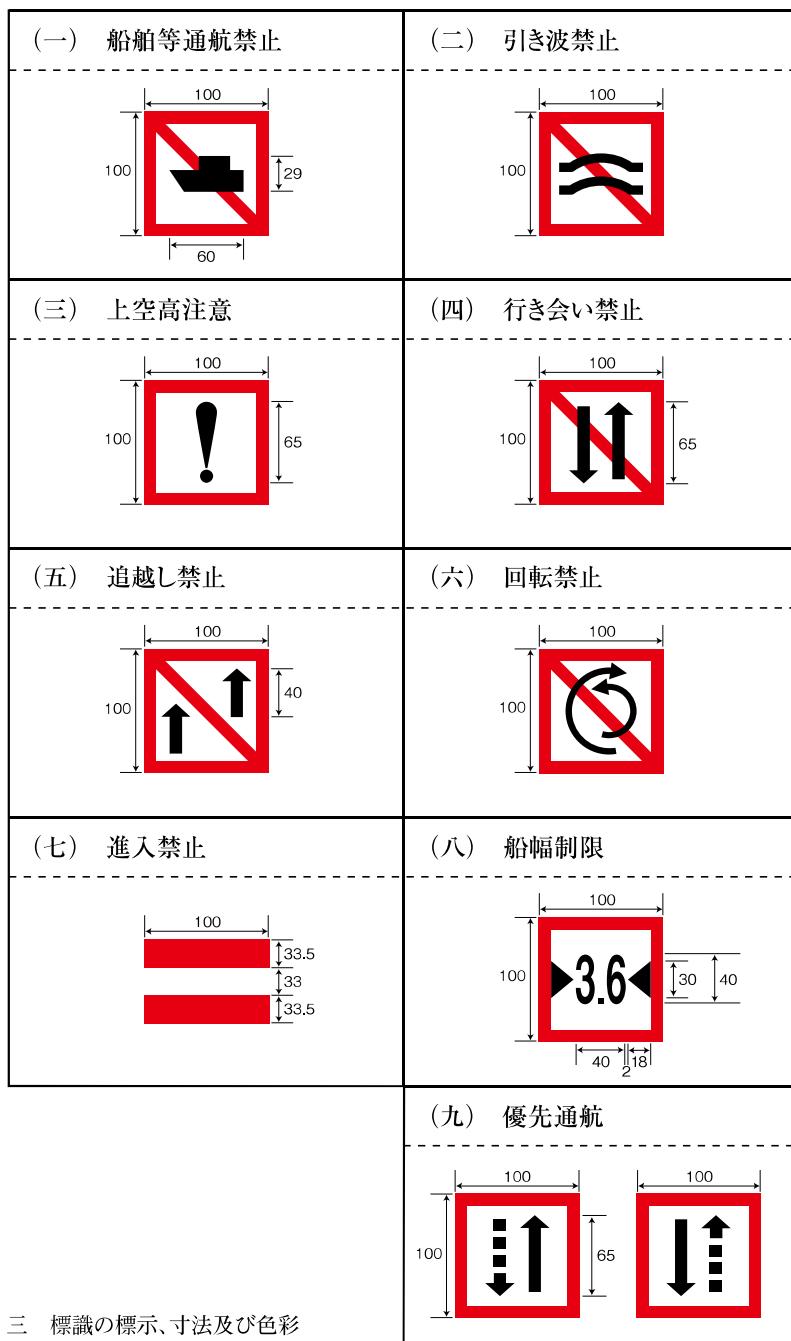
水域番号	水系名	河川名	水域	水域番号	水系名	河川名	水域
一	荒川	旧中川	左岸 東京都江戸川区平井六丁目2391番地先 右岸 東京都墨田区立花四丁目108番2地先 から 左岸 東京都江戸川区平井五丁目2290番1地先 右岸 東京都墨田区立花三丁目131番18地先 までの 区域であって次の図面に緑色で着色した部分 (図面省略)	八	荒川	北十間川	左岸 東京都墨田区吾妻橋三丁目15番5地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目33番3地先 から 左岸 東京都墨田区吾妻橋一丁目35番3地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目11番1地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)
二	荒川	旧中川	左岸 東京都江戸川区平井七丁目2049番94地先 右岸 東京都墨田区東墨田三丁目7番45地先 から 左岸 東京都江戸川区小松川一丁目7857番1地先 右岸 東京都江東区東砂二丁目265番地先 までの 区域であって次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	九	荒川	豊川	左岸 東京都墨田区江東橋五丁目13番1地先 右岸 東京都墨田区江東橋一丁目14番5地先 から 左岸 東京都墨田区千歳一丁目2番6地先 右岸 東京都墨田区両国一丁目20番18地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)
三	荒川	北十間川	左岸 東京都江東区亀戸八丁目176番地先 右岸 東京都墨田区立花三丁目131番18地先 から 左岸 東京都墨田区業平五丁目5番3地先 右岸 東京都墨田区花一丁目17番地先 までの 区域であって次の図面に桃色で着色した部分 (図面省略)	十	荒川	小名木川	左岸 東京都江東区扇橋一丁目21番3地先 右岸 東京都江東区猿江一丁目2番3地先 から 左岸 東京都江東区清澄二丁目13番11地先 右岸 東京都江東区常盤二丁目18番11地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)
四	荒川	小名木川	左岸 東京都江東区東砂二丁目1番地先 右岸 東京都江東区大島九丁目213番1地先 から 左岸 東京都江東区扇橋二丁目23番3地先 右岸 東京都江東区猿江二丁目4番8地先 までの 区域であって次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	十一	荒川	小名木川	左岸 東京都江東区清澄二丁目15番4地先 右岸 東京都江東区常盤一丁目20番7地先 から 左岸 東京都江東区清澄一丁目1番7地先 右岸 東京都江東区常盤一丁目24番1地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)
五	荒川	小名木川	左岸 東京都江東区白河三丁目11番150地先 右岸 東京都江東区森下四丁目14番28地先 から 左岸 東京都江東区清澄三丁目11番15地先 右岸 東京都江東区常盤二丁目20番31地先 までの 区域であって次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	十二	荒川	仙台堀川	左岸 東京都江東区東陽六丁目11番2地先 右岸 東京都江東区千石一丁目16番1地先 から 左岸 東京都江東区佐賀二丁目22番8地先 右岸 東京都江東区清澄一丁目8番5地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)
六	荒川	横十間川	左岸 東京都江東区亀戸三丁目85番4地先 右岸 東京都墨田区業平五丁目5番3地先 から 左岸 東京都江東区北砂一丁目817番1地先 右岸 東京都江東区扇橋三丁目23番3地先 までの 区域であって次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	十三	荒川	平久川	左岸 東京都江東区古石場三丁目9番地先 右岸 東京都江東区木場一丁目18番3地先 から 左岸 東京都江東区冬木7番4地先 右岸 東京都江東区木場三丁目1番6地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)
七	荒川	北十間川	左岸 東京都墨田区業平五丁目5番3地先 右岸 東京都墨田区花一丁目17番地先 から 左岸 東京都墨田区業平一丁目3番7地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目45番1地先 までの 区域であって次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略)	十四	荒川	大横川	左岸 東京都墨田区江東橋一丁目14番5地先 右岸 東京都墨田区緑四丁目40番2地先 から 左岸 東京都江東区越中島一丁目9番地先 右岸 東京都江東区永代二丁目60番22地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)

水域番号	水系名	河川名	水域	水域番号	水系名	河川名	水域
十五	荒川 大横川 南支川	左岸 東京都江東区木場六丁目41番2地先 右岸 東京都江東区東陽一丁目18番1地先 から 左岸 東京都江東区木場六丁目15番43地先 右岸 東京都江東区東陽三丁目24番1地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)		二十一	荒川 小名木川	左岸 東京都江東区清澄二丁目13番11地先 右岸 東京都江東区常盤二丁目18番11地先 から 左岸 東京都江東区清澄二丁目15番4地先 右岸 東京都江東区常盤一丁目20番7地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)	
十六	荒川 大島川 西支川	左岸 東京都江東区福住二丁目13番2地先 右岸 東京都江東区佐賀二丁目22番8地先 から 左岸 東京都江東区永代二丁目62番18地先 右岸 東京都江東区永代一丁目24番12地先 までの 区域であって次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)		二十三	荒川 旧中川	左岸 東京都江戸川区平井七丁目2035番2地先 右岸 東京都墨田区東墨田三丁目70番1地先 から 左岸 東京都江戸川区平井七丁目2049番94地先 右岸 東京都墨田区東墨田三丁目7番45地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)	
十七	荒川 北十間川	左岸 東京都墨田区吾妻橋一丁目35番3地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目11番1地先 から 左岸 東京都墨田区吾妻橋一丁目35番6地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目11番1地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)		二十四	荒川 旧中川	左岸 東京都江戸川区小松川一丁目7857番1地先 右岸 東京都江東区東砂二丁目265番地先 から 左岸 東京都江東区東砂二丁目265番1地先 右岸 東京都江東区東砂二丁目265番1地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)	
十八	荒川 平久川	左岸 東京都江東区古石場三丁目2番4地先 右岸 東京都江東区木場一丁目18番2地先 から 左岸 東京都江東区古石場三丁目9番地先 右岸 東京都江東区木場一丁目18番3地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)		二十五	荒川 仙台堀川	左岸 東京都江東区佐賀二丁目22番8地先 右岸 東京都江東区清澄一丁目8番5地先 から 左岸 東京都江東区佐賀二丁目22番7地先 右岸 東京都江東区清澄一丁目8番1地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)	
十九	荒川 大横川 南支川	左岸 東京都江東区木場六丁目41番3地先 右岸 東京都江東区東陽一丁目18番4地先 から 左岸 東京都江東区木場六丁目41番2地先 右岸 東京都江東区東陽一丁目18番1地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)		二十六	荒川 北十間川	左岸 東京都墨田区業平一丁目3番7地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目45番1地先 から 左岸 東京都墨田区吾妻橋三丁目15番5地先 右岸 東京都墨田区向島一丁目33番3地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)	
二十	荒川 小名木川	左岸 東京都江東区扇橋二丁目23番3地先 右岸 東京都江東区猿江二丁目4番8地先 から 左岸 東京都江東区扇橋一丁目21番3地先 右岸 東京都江東区猿江一丁目2番3地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)		二十七	荒川 仙台堀川	左岸 東京都江東区東陽六丁目11番2地先 右岸 東京都江東区千石一丁目16番1地先 から 左岸 東京都江東区東陽六丁目11番2地先 右岸 東京都江東区千石一丁目16番1地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)	
二十一	荒川 豊川	左岸 東京都墨田区千歳一丁目2番6地先 右岸 東京都墨田区両国一丁目20番18地先 から 左岸 東京都墨田区千歳一丁目2番7地先 右岸 東京都墨田区両国一丁目20番3地先 までの 区域であって次の図面に赤色で着色した部分 (図面省略)					

# 東京都告示

## 別表第二 河川通航標識

本標識(禁止の通航標識、指示の通航標識、情報提供の通航標識)



### 三 標識の標示、寸法及び色彩

#### (一)表示

ア 必要に応じて、本標識の上下、左右に補助標識を付けるものとする。

イ 本標識と補助標識の組合せは例示とする。

#### (二)寸法

ア 本標識の寸法は、河川等の形状、船舶等の通航の状況及び視認可能性等を踏まえ、特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法にかかわらず拡大し、又は縮小することができる。

イ 補助標識は、本標識の寸法に応じた寸法とする。

#### (三)色彩

ア 本標識

(ア) (一)から(六)まで、(八)又は(九)を表示するもの

棒又は斜めの帯を紅色とし、数字、矢印及び図形を黒色とし、地を白色とする。

(イ) (七)を表示するもの

上下の帯を紅色とし、中の帯を白とする。

イ 補助標識

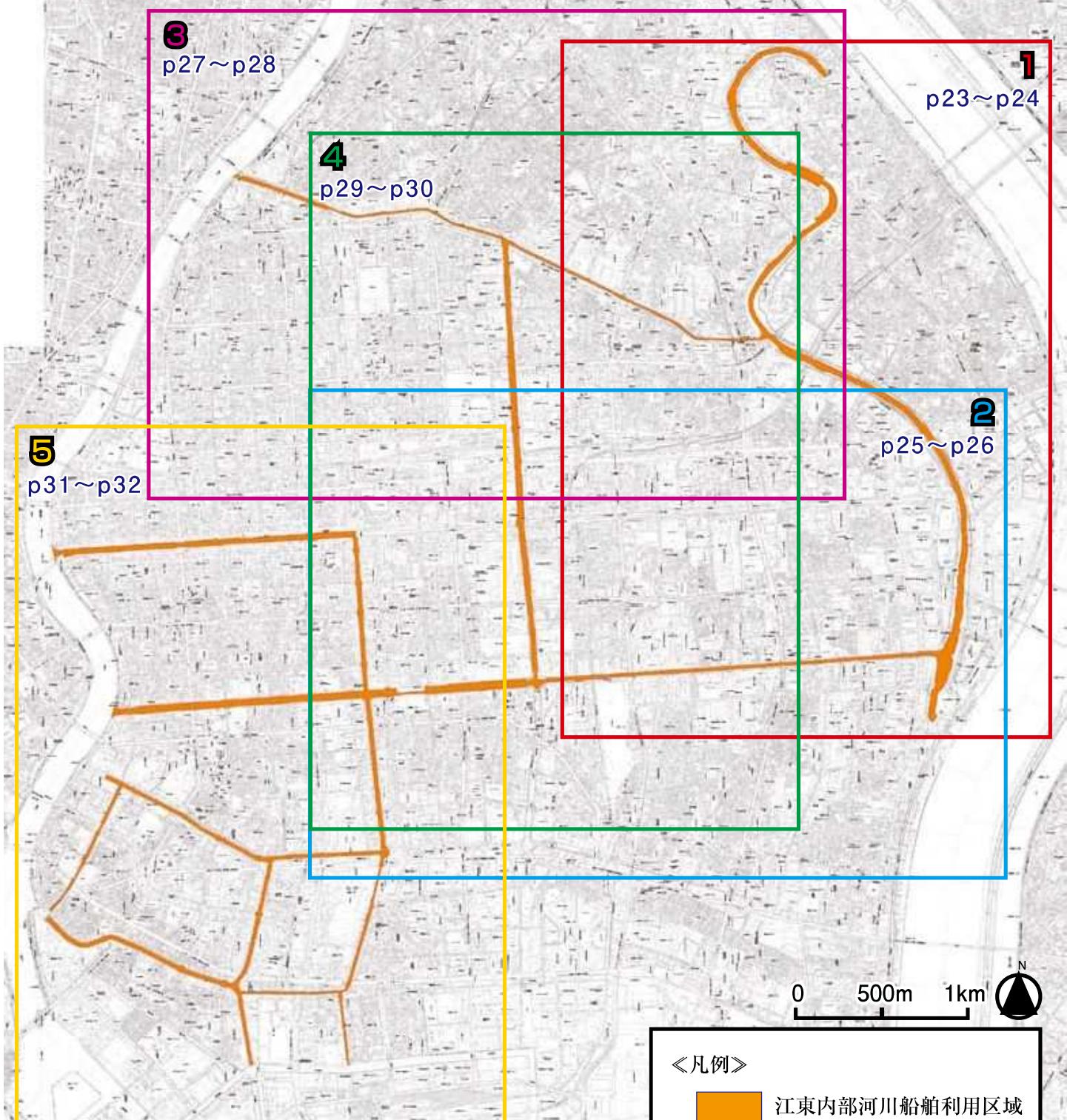
文字、数字、記号、矢印及び図形を黒色とし、地を白色とする。

## 補助標識

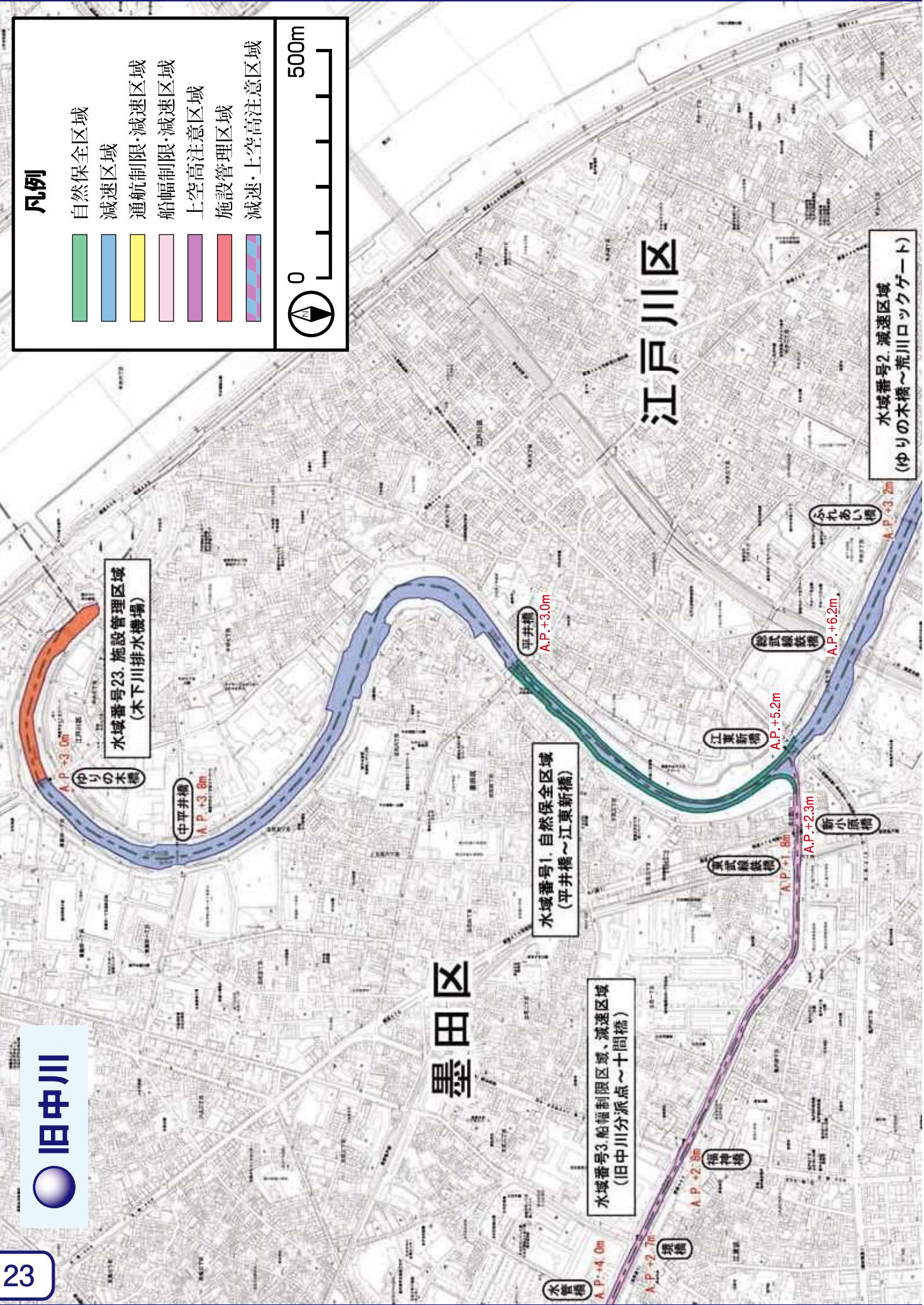


# ○ 江東内部河川船舶利用区域

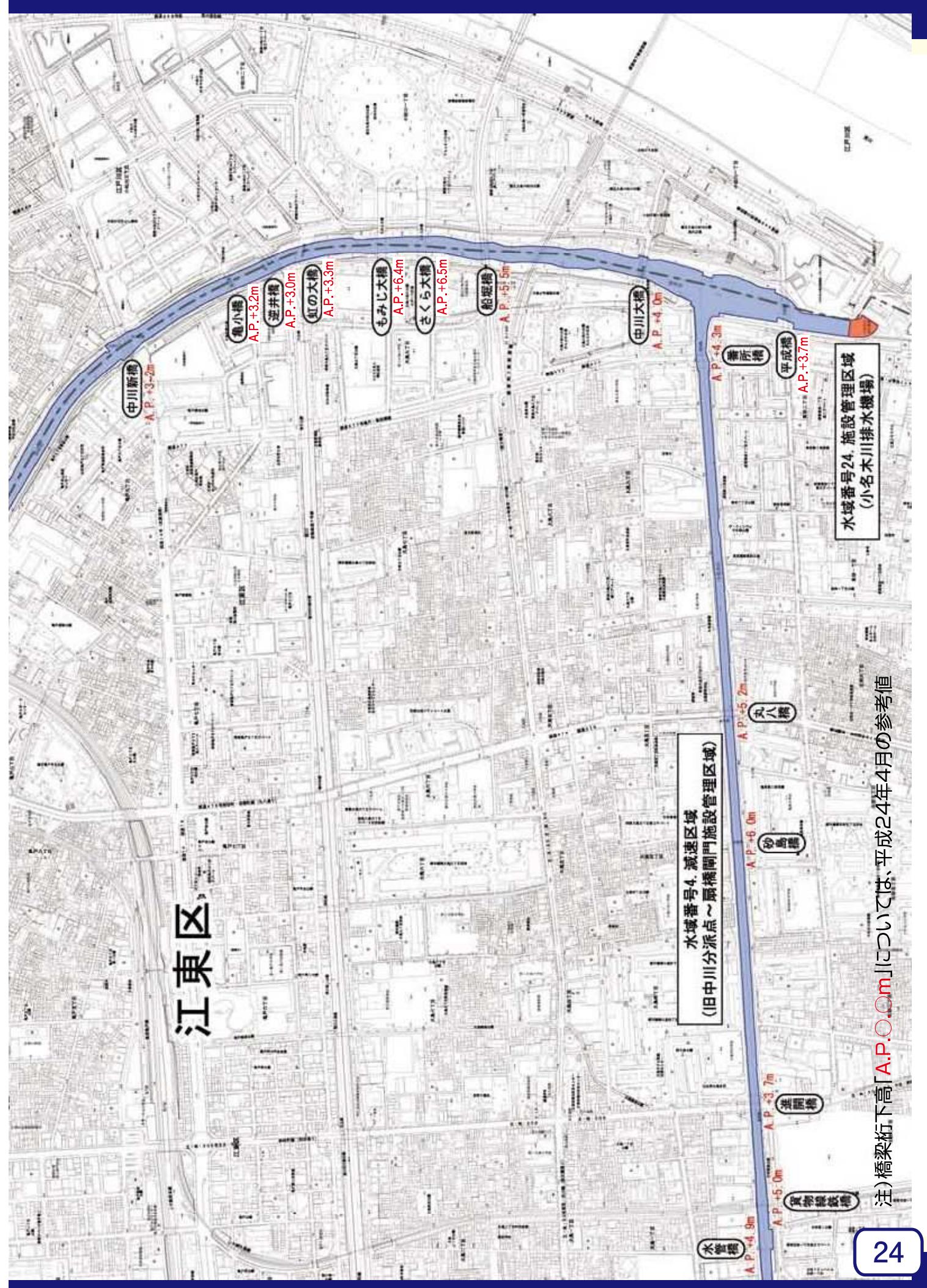
## 江東内部河川船舶利用区域 エリアインデックス



# ○旧中川



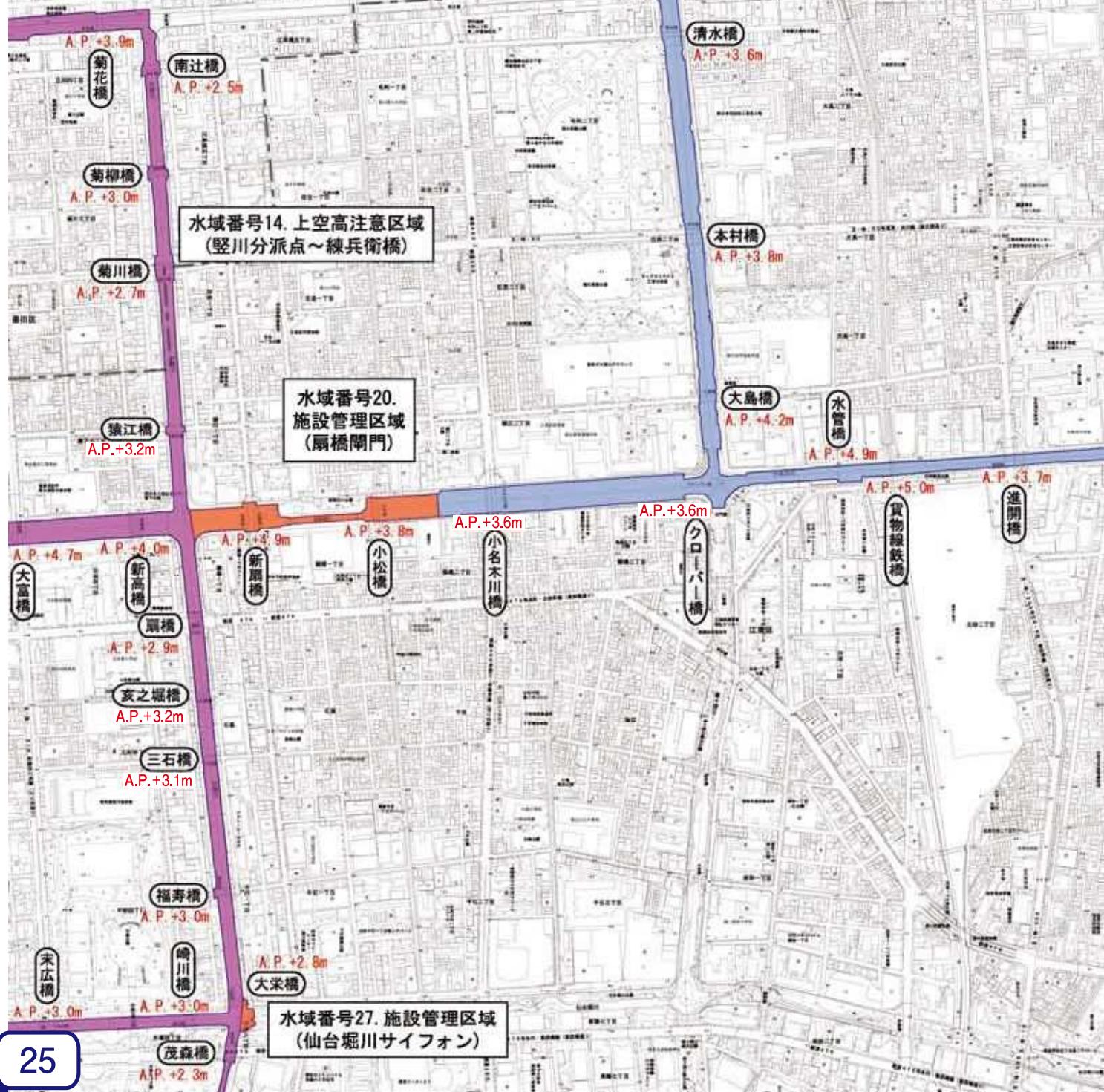
# 江東区

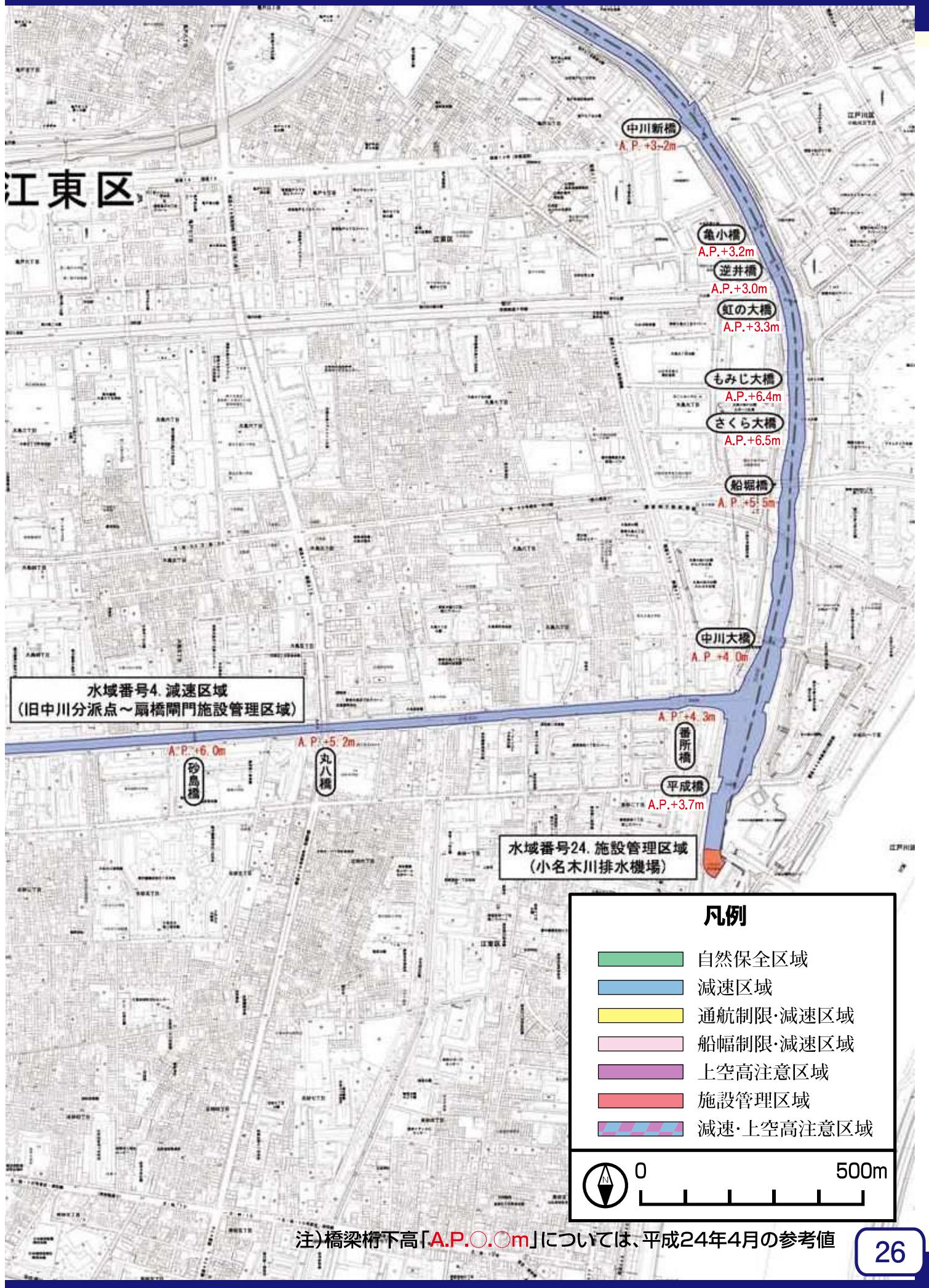


# 小名木川

水域番号6. 減速区域  
(北十間川分派点～小名木川合流点)

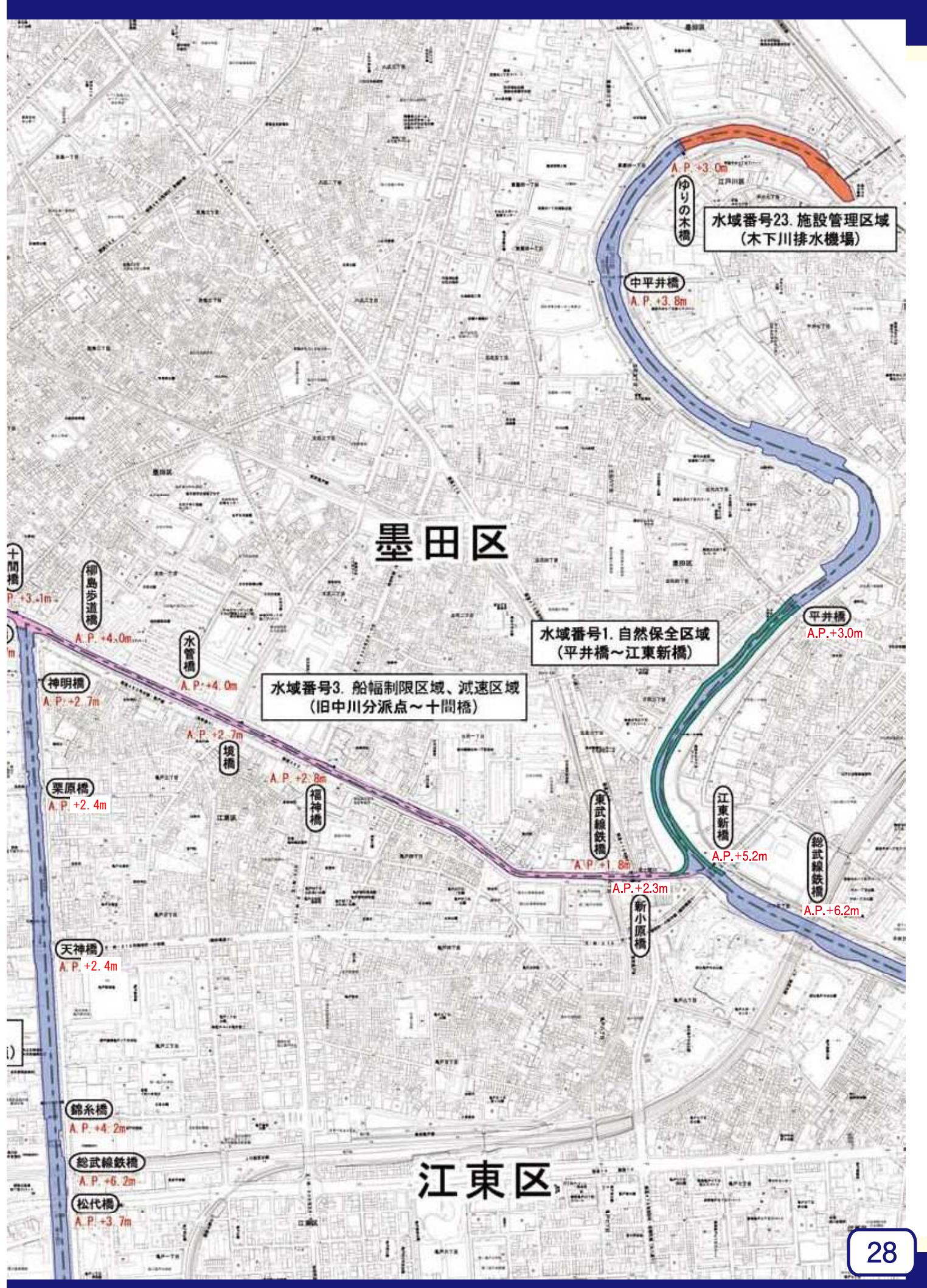
墨田区





# 北十間川





# ○ 横十間川

水域番号26.  
施設管理区域  
(北十間川樋門)

水域番号7. 通航制限区域・減速区域  
(十間橋～東武橋)

墨田区

江東区

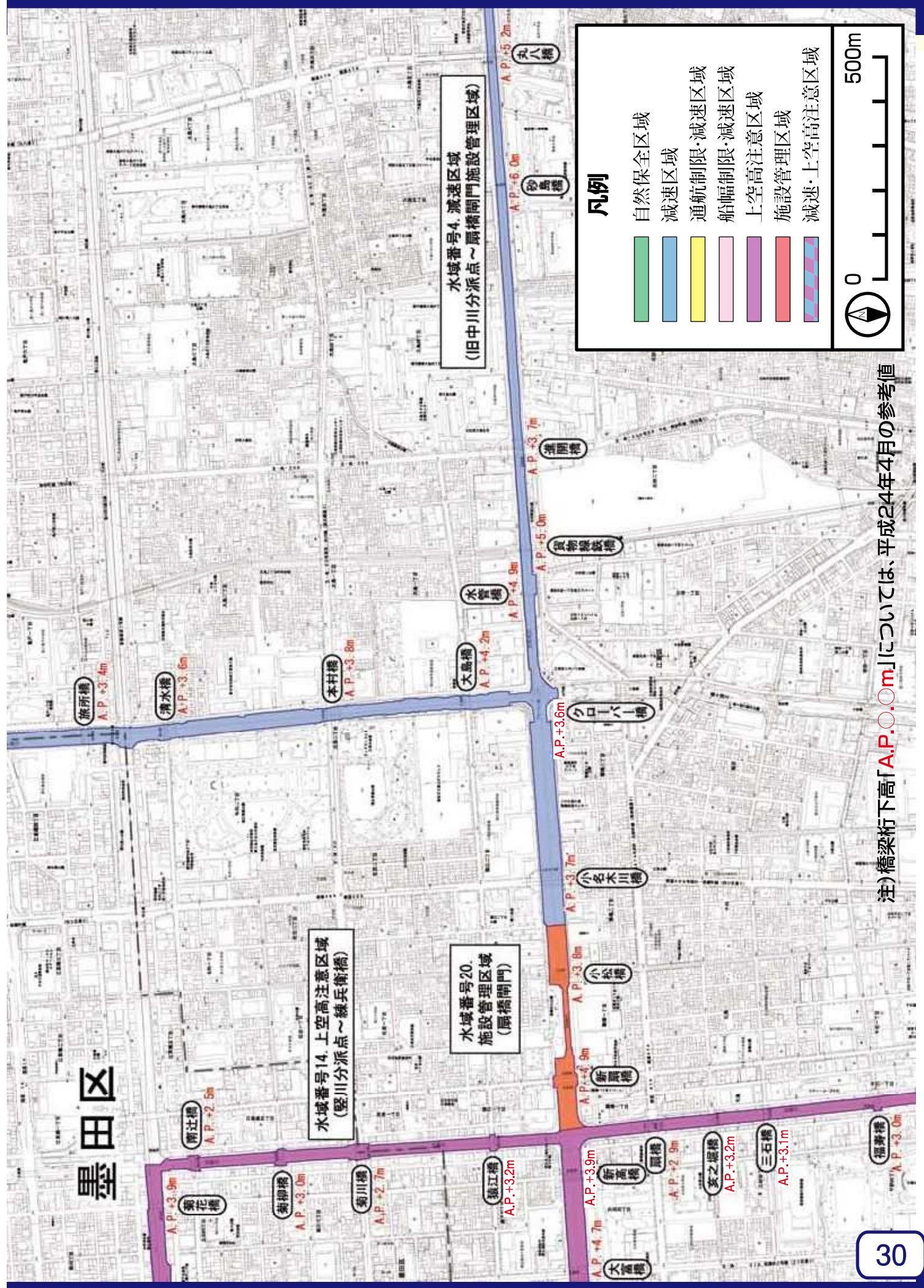
水域番号1. 自然保全区域  
(平井橋～江東新橋)

水域番号3. 船幅制限区域・減速区域  
(旧中川分派点～十間橋)

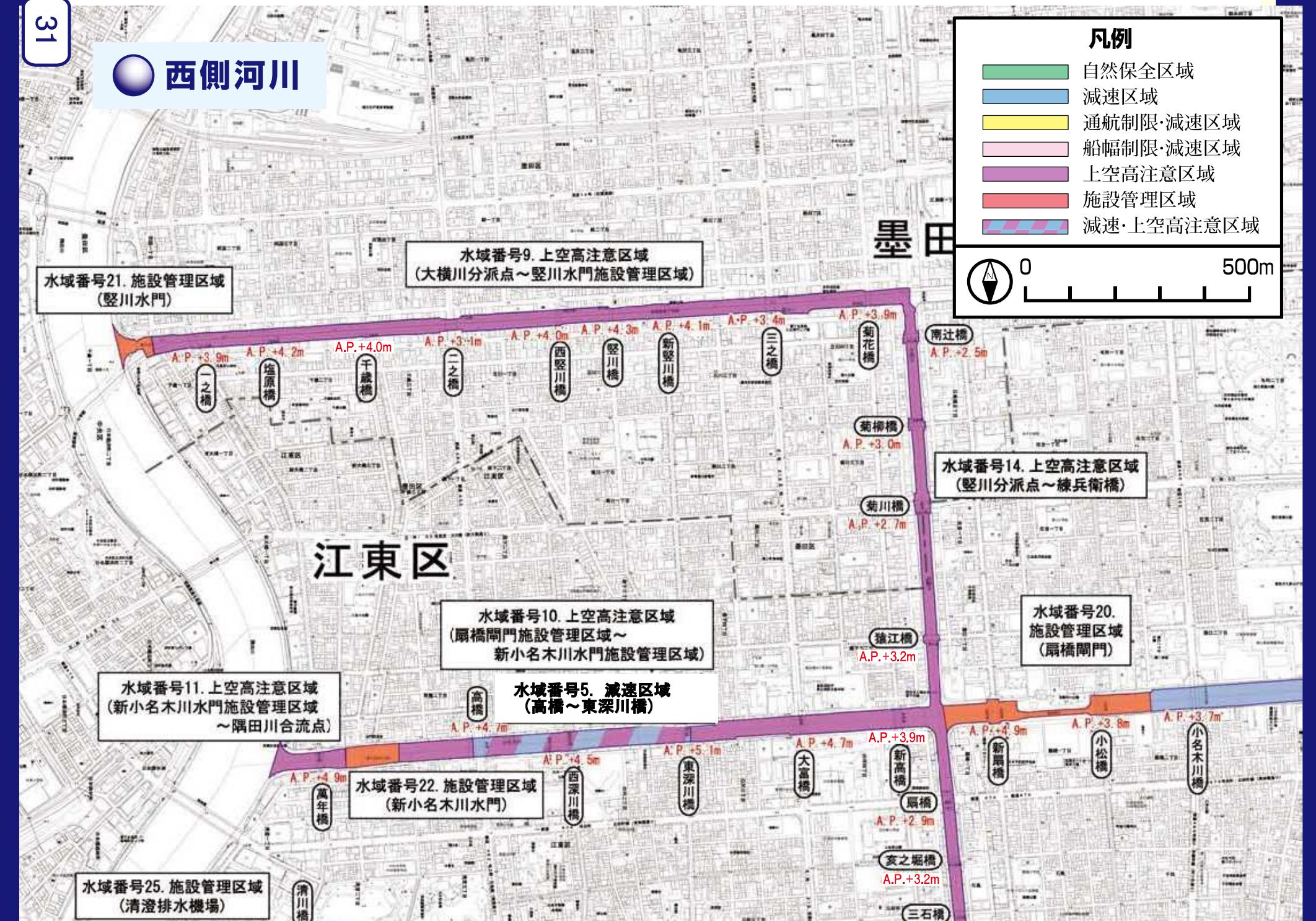
水域番号6. 減速区域  
(北十間川分派点～小名木川合流点)

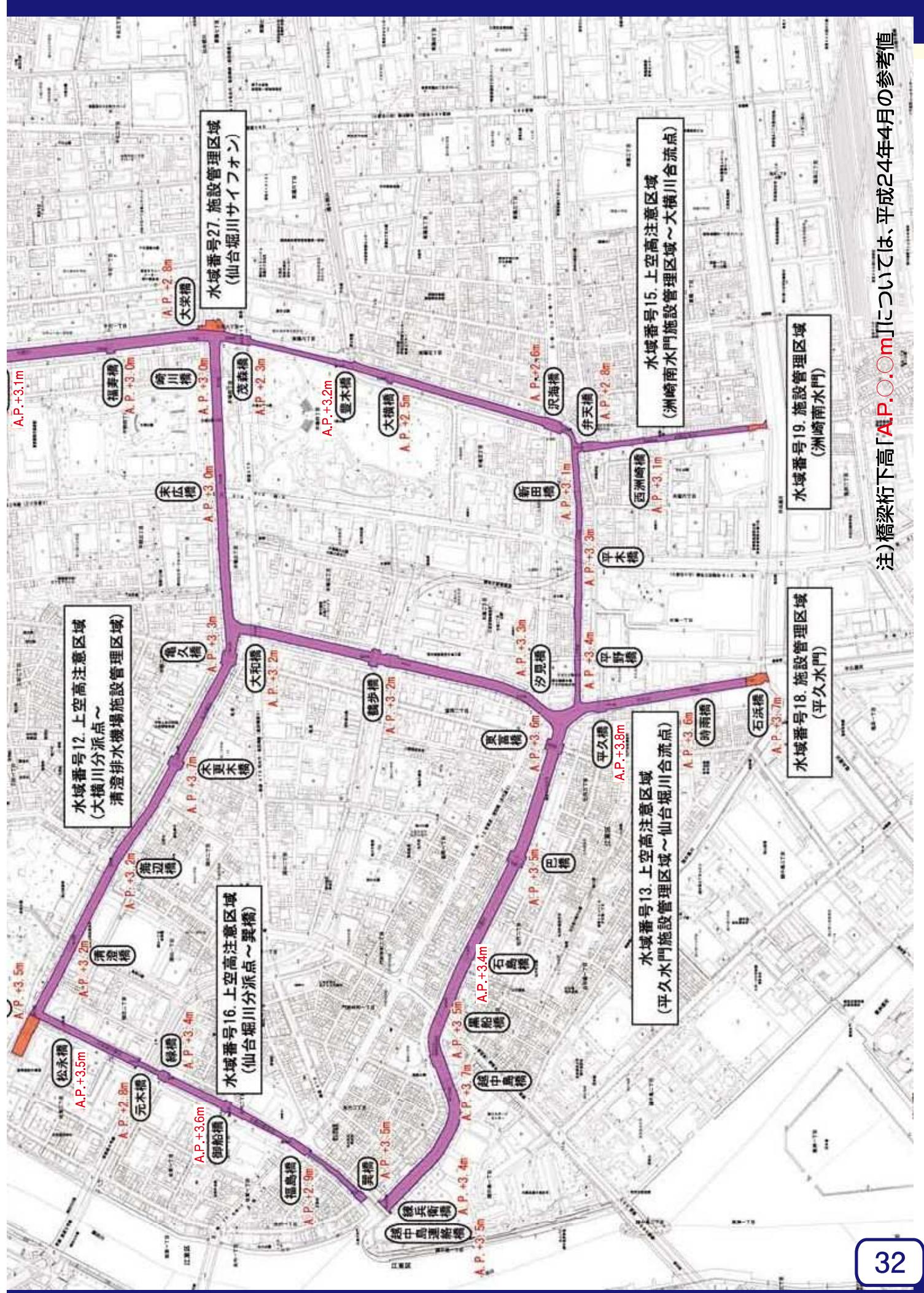


# 墨田区



西側河川





# ○ 江東内部河川における船舶の通航方法 Q&A

Q1

通航方法は、現地ではどのようにして示されるのですか？

A1

現地には所定の標識を設置して、通航方法を表示します。例えば、減速区域では、「引き波禁止」の標識により表示します。なお、通航方法の範囲等の詳細については、水域図で御確認いただきますようお願いいたします。



(引き波禁止)

Q2

この通航方法の法的位置づけはどうなっていますか？

A2

「江東内部河川における船舶の通航方法」は、河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、河川管理者が指定するものです。なお、江東内部河川船舶利用区域を通航する船舶には、この通航方法のほか、水上の通航保全と危険防止を目的とした「東京都水上安全条例」が適用になります。

Q3

減速とはどのくらいのスピードをいうのでしょうか？

A3

江東内部河川では、船舶の種類、大きさ、積載貨物量、船舶と河岸との位置関係、船舶の速さ等によって、航走波の大きさや速さ、方向等が変わります。このため、「江東内部河川における船舶の通航方法」では、船舶の速度を規制するのではなく、第16条で「船舶又は河岸の自然環境に航走波による支障を与えないように減速しなければならない」としています。

現地で航走波の状況を見ながら、通航していくだけ必要があります。

Q4

江東内部河川を航行している船舶はどのような種類があるのでしょうか？

A4

江東内部河川では、動力船と非動力船が通航しています。動力船では、はしけや屋形船、プレジャーボート等があります。非動力船では、各種手こぎボートがあります。

手こぎボートは進行方向と逆方向を向いて漕いでいるため、動力船は、付近を通航する手こぎボートに注意して通航する必要があります。また、手こぎボート利用者自身も注意を払いながら通航してください。

Q5

衝突等した場合の連絡の義務は必要ないのでですか？

A5

事故を起こした当事者は、まず、事故の程度や被害に応じて、警察、消防などへ連絡し、安全を確保してください。次に、河川、河川管理施設または工作物を損傷し若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の概要等を次ページの表の連絡窓口へ届け出る必要があります（通航方法第8条）。

Q6

「江東内部河川における船舶の通航方法」は、どのように周知していくのですか？

A6

東京都建設局では「江東内部河川における船舶の通航方法」が周知されるよう、現地への標識の設置、ホームページへの掲載、パンフレットやこの通航ガイドの配布等を実施します。

Q7

通航方法に違反した場合はどうなりますか？

A7

「江東内部河川における船舶の通航方法」は、船舶の運航者に自主的に守ってもらるべきものです。違反者には巡視等において指導、警告を行います。それでも改まらない場合には、河川法施行令第60条に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。

# ○ お問い合わせ・ご連絡窓口

## ○ 通航方法全般に関する問い合わせ先

東京都 建設局 河川部 指導調整課・計画課  
電話 (03)5320-5407 (03)5320-5413

## ○ 河川で事故などが発生した場合の届け出先

緊急の場合は**110**番へ

それ以外の場合は、最寄りの各警察署へご通報ください。

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ・東京湾岸警察署 (03)3570-0110(代) | ・本所警察署 (03)3634-0110(代)  |
| ・向島警察署 (03)3616-0110(代)   | ・城東警察署 (03)3699-0110(代)  |
| ・深川警察署 (03)3641-0110(代)   | ・小松川警察署 (03)3674-0110(代) |

## ○ 河川管理施設を損傷した場合等の連絡先(通航方法第8条関係)

窓口	管理施設名称	区内の河川
東京都 建設局 江東治水事務所 水門管理課 〒135-0024 東京都江東区清澄一丁目2番37号 電話 (03)5620-2493(直)	源森川水門 扇橋閘門 豎川水門 新小名木川水門 木下川排水機場 小名木川排水機場 清澄排水機場 北十間川樋門	
墨田区 都市整備部 都市整備課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話 (03)5608-6294(直)		旧中川(右岸・西側)、 北十間川、豎川、 大横川、横十間川
江東区 土木部 施設保全課 〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号 電話 (03)3647-2538(直)	平久水門 洲崎南水門 仙台堀川サイフォン	旧中川(右岸・西側) 北十間川、小名木川、 仙台堀川、平久川、 大横川、横十間川、 大横川南支川、 大島川西支川
江戸川区 土木部 水とみどりの課 〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 電話 (03)5662-0320(直)		旧中川(左岸・東側)
国土交通省 荒川下流河川事務所 小名木川出張所 〒136-0072 東京都江東区大島八丁目33番26号 電話 (03)3681-6131(直)	荒川ロックゲート	

---

東京都建設局 河川部 指導調整課、計画課  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
都庁第二本庁舎22階北側  
電話 (03)5320-5407 (03)5320-5413

---

江東内部河川の通航方法は  
インターネット・ホームページで見られます

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/guide/index.html>

---

平成23年度 登録番号(23)88  
平成24年5月発行

---

